

所属所別組合員等一覧表の確認に当たっての注意事項及び記入例

○ すでに取消をした被扶養者が記載されていた場合には、赤線を引き、様式第1号の所属所控への写しを提出してください。

○ 一覧表上、漢字によっては正しく記載されていないものがあります(例:「・」など)。資格情報のお知らせ等に記載されている漢字が正しければ、「誤りなし」としてください。

○ 氏名漢字(姓)について、本人と被扶養者で使用している字が同一か確認してください。

「福利課控え」と「所属所控え」の内、「福利課控え」を提出してください。

事務担当者が内容を確認した日を記入してください。

所属所別組合員等一覧表(福利課控え)

事務担当者確認日 7月30日

令和●年5月●日現在

金融機関等の合併や支店の統廃合により、使用できない口座が増えていますので、御注意ください。

次のような場合、一覧表に記載されている共済資格取得年月日と組合員(被扶養者)資格取得年月日が相違する場合がありますが、問題はありません。

- 組合員種別の異動・・・異動があった日
 - ・短期組合員→一般組合員
 - ・一般組合員→短期組合員
- 給与区分の切替・・・切替があった日
 - ・県費支弁職員→市費支弁職員
 - ・市費支弁職員→県費支弁職員

組合員番号	氏名	組合員種別	性別	生年月日	共済資格取得年月日	住民票上の住所	続柄	口座	同・別	備考
987654	埼玉 太郎	01	男	S56.01.15	H10.04.01	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21	本人	埼玉りそな 浦和東口 普通*****		
	埼玉 花子	01	女	S56.05.20	H10.05.15	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21	妻		同	扶養手当(有・無) 特
	埼玉 福子	01	女	H14.08.24	H14.08.24	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21	長女	R8.6.1取消 (R8.6.3 共第1号様式提出済)	同	扶養手当(有・無) 特
	埼玉 三郎	01	男	H15.07.12	H15.07.12	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21 R8.5.25 住所変更 (アメリカ) (R8.7.4 共第1号様式提出済)	長男		同	扶養手当(有・無) 特
	埼玉 治郎	01	男	S36.08.02	R04.04.01	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21 R8.5.10 住所変更 (R8.5.31 共第1号様式提出済) 360-0031 熊谷市末広●-●-101	父		同	扶養手当(有・無)
999999	福利 靖子	11	女	S60.04.20	R04.10.01	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂●●●●●●	本人	埼玉りそな 県庁 普通*****		R8.4.1~ 福利第2小へ異動
987789	彩野 国子	11	女	H10.03.25	R06.04.01	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂*-*-*-*	本人	埼玉りそな 浦和中央 普通*****		R8.4.1 福利第2小学校より

生年月日が昭和36年4月2日から昭和37年4月1日の被扶養者を認定している組合員へ資料4(P19)を周知してください。

6月1日時点で異動や退職により、所属所に在籍していない場合には、赤線を引いてください。退職の場合は様式第1号の所属所控への写しを提出してください。

6月1日時点で在籍しているが一覧表に記載されていない場合には、余白に追記をお願いします。被扶養者についても記載をお願いします。ページを追加してもかまいません(様式は問いません)

同居から別居、別居から同居など、実際の住所と一覧表上の住所が一致していない場合は、一覧表を修正の上、様式第1号を提出してください。すでに様式第1号を提出している場合は、提出日も記入してください。
※ 被扶養者の住民票が日本国内にない場合は、住所欄に「海外国名」を記入してください。

扶養手当の事後確認が終了し、扶養手当上の扶養親族として確認できた者は「有」、扶養手当上の扶養親族でない場合は「無」を○で囲んでください。

※ 扶養手当の有無で、検認時の確認項目が異なるため、記入は正確をお願いします。

《 注意事項 》

- ※ 郵便番号・住所も必ず確認してください。別居被扶養者の住所も確認してください。
- ※ 組合員及び被扶養者の記載内容を確認の上、誤りや現況との相違がある場合は、所属所の事務担当の方に申し出てください。
- ※ 所属所別組合員等一覧表は、令和8年5月28日(木)までに福利課で受理及び登録をした内容に基づき作成しています。
- ※ 記載事項を確認した結果、修正する項目があった場合、様式第1号での修正申告が必要です。申告漏れが多い例は次の4つです。
 - ①住所変更、②就職等による被扶養者取消、③扶養替えによる被扶養者認定・取消、④育児休業開始または復帰等により扶養手当の有無が変更となった際の継続認定漏れている場合は検認と併せて所定の申告手続を行ってください。その他不明な点等がございましたら、資格管理担当へ御連絡ください。